

Ⅲ 漁業就業促進研修

1. 研修の目的

漁業就業者に対し、経営改善等を図るために必要な知識及び技術を修得させる。

2. 研修の実施方針

経営改善等に必要な資格取得のための知識及び技術の修得を目標に、資格取得講習を実施する。

なお、実施日程等については、募集要領により関係機関に通知する。

3. 研修の種類及び内容

研修の種類及び内容は、次のとおりとする。

研 修 の 種 類		主 な 内 容
資 格 取 得	一級小型船舶操縦士 (第1種及び第2種) ※ 第2種は、乗船履歴を有し、その 履歴が認められた者)	総トン数20トン未満の漁船の 操縦についての知識と技術に関 する講習及び試験(第2種は、 実技に関する講習と試験は免除)
	第二級海上特殊無線技士	漁業無線及びレーダーの操作に ついての知識と技術に関する 講習及び試験
	潜水士(学科のみ)	潜水知識に関する講習